

「上田市自治基本条例の検証にかかる中間提言」市民意見募集手続の結果について

1 計画等の案の名称 上田市自治基本条例の検証にかかる中間提言

2 募集期間 令和2年12月21日（月曜日）から令和3年1月20日（水曜日）まで

3 実施結果

(1) 件数 25件（8人）

(2) 提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
0件（0人）	0件（0人）	23件（7人）	2件（1人）	25件（8人）

4 意見に対する検証委員会の考え方

(1) 最終提言に反映するもの

No	意見区分	意見の概要（要旨）	検証委員会の考え方
1	中間提言 3ページ (3)子どもがまちづくりに参加し、市政に参画する権利について	「市民とは、年齢・性別・ハンディキャップにかかわらず、市内に居住、通勤・通学し、また活動を行うものすべてのものである。」と条項に明記し、逐条解説に「市民の権利とは、子ども・女性・障がい者・高齢者などのそれぞれの権利を包摂したかたちでとらえなければいけない。」という解説を加えてほしい。	市民の権利については、条例制定時の「上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会」において、「子ども、女性（男女共同参画）、障がい者、高齢者などの分類の視点で各々の権利について規定する方法もありますが、これらを含めるかたちで市民の権利を規定することが、この条例にはふさわしい」との考え方が示され、条例が制定された経緯があります。今回の見直しに当たっても、その考え方を踏襲しておりますことから、「市民の権利」について、条文の改正は必要ないとの結論に至りました。 なお、ご提案の趣旨については、「市民の権利」の逐条解説【例文】に追記してまいります。
2	中間提言 4ページ (3)子どもがまちづくりに参加し、市政に参画する権利について	逐条解説に「日本が『子どもの権利条約』を批准してから四半世紀が経過し、子どもを『権利の主体』と捉え自治体レベルでも実践しようと制定された『子どもの権利条例』も各地に広がっている。今後、子どもが意見を表明し、まちづくりに参加し	ご提案の趣旨については、「市民の権利」の逐条解説【例文】に追記してまいります。

		ていくことはますます重要になってくるであろう。『上田市子どもの権利条例』の制定も展望しつつ、『子どもの権利』に関する市民の意識を啓発し、条例制定に向けたプロセスやしくみ作りを計画的に行っていくことが必要である。」という解説を加えてほしい。	
3	中間提言 4 ページ (3)子どもがまちづくりに参加し、市政に参画する権利について	【例文】「第2条第1号で規定する『市民』の定義には『子ども』も含まれています。」に続き、「すべての子どもたちは大人と共に社会を担い、創造していくパートナーです。」を追記してほしい。	ご提案の趣旨については、「市民の権利」の逐条解説【例文】に追記してまいります。
4	中間提言 10 ページ (2)子どもの権利に関する取組について	逐条解説〔第3版〕7 ページ（前文解説 ⑥行動の方向性（行動規範））の文末に、「尚、特に子どもの役割については、「子どもの権利条約」をベースとします。」を追記してほしい。	ご提案の趣旨については、「前文」ではなく、「市民の権利」の逐条解説【例文】に追記してまいります。

(2) 最終提言に反映しないもの

No	意見区分	意見の概要（要旨）	検証委員会の考え方
1	中間提言 4 ページ (3)子どもがまちづくりに参加し、市政に参画する権利について	子どもの参加について、総論でなく具体的な案を明記して欲しい。高校生議会とか若い人たちが上田に住み続けることを選べる様な意見が出せる発言の機会が与えられる議会との対話・市長との対話といった具体的に施策を条例の中に盛り込んで欲しい。	市政への子どもの参加について、上田市や市議会の取組を挙げますと、市では、「市長への手紙」や「市政提言メール」の他、様々な手段を通じて、若者を含む多様な世代の市民の皆様からの意見等の把握に努め、市政の推進や業務改善に生かしています。今年度策定された第二次上田市総合計画後期まちづくり計画では、若者の声を計画に反映するため、上田未来会議と連携した「まちづくり座談会」や「上田市の未来を語る」と題して、市内6校の高校生と市長

			<p>との懇談会を実施しています。</p> <p>また、市議会では、「テーマ別車座集会」を開催しており、これまでに市内中学生や高校生とそれぞれ「未来の上田市」「上田の理想像」について意見交換を行い、将来の上田市を担う子どもたちの意見を市政に反映できるように努めています。</p> <p>上田市自治基本条例は「理念条例」に相当するため、個別の施策を条文に盛り込むことは考えておりません。</p> <p>検証委員会では、上田市に対して、子どもの権利の視点に立った取組の充実とともに、「子どもの権利に関する条例」の制定を検討するよう、最終提言を行うこととしています。</p>
2	<p>中間提言 6 ページ 地域コミュニティの役割</p>	<p>自治会・分館・自治連・地域協議会・公民館・まちづくり・PTA ともうこれ以上組織を作ることが出来ないほどに上田の住民組織が屋上屋を重ねている。地域住民の減少と合わせ、また、自治会の加入率や高齢化を考えると自治会の合併や住民組織の効率運営が求められるがそれほどどこにも記載されていない。大きな自治会も小さな自治会も同じ役員数ではいろいろな事に対応できない。地域組織の見直しと組織化を条例の中に盛り込んでほしい。</p>	<p>人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い、自治会役員の成り手や自治会活動の担い手の不足等が深刻化し、これまで各自治会が担ってきた防犯・防災、環境整備、高齢者福祉、子ども育成等の様々な取組について、単一の自治会での対応が困難になりつつあります。</p> <p>上田市では、こうした地域課題の解決やまちづくりを行う新たな地域自治の仕組みとして、自治会（地区自治会連合会）を中心として、地域内で活動する市民活動団体や NPO 法人等の多様な主体が参画して協働する「まちづくり組織（住民自治組織）」を全市域へ設立する取組を地域住民の皆様とともに進めています。</p> <p>こうした取組を推進するために、平成 27 年度での自治基本条例の見直しの際に、新たに「まちづくり組織（住民自治組織）」に関する規定（第 13 条第 3 項）の追加を行っていますので、ご提案の内容について条文に盛り込むことは考えておりません。</p> <p>なお、まちづくり組織（住民自治組織）</p>

			は、令和3年1月時点で、市内9地域に11組織が設立されており、自治会や市の附属機関である地域協議会との役割分担のもとで、組織の活動指針である「地域まちづくり計画」に基づいた活動が進められています。
3	中間提言 10ページ (2)子どもの権利に関する取組について	基本条例前文第5段落(将来のまちのあるべき姿)の視点からも「子どもの権利に関する条例」制定に取り組んでいただくために、逐条解説に条例制定に向けての取組内容(計画工程)を記載してほしい。	検証委員会では、上田市に対して、「子どもの権利に関する条例」の制定を検討するよう、最終提言を行うこととしています。 条例の制定については、今後、上田市での検討が必要であり、今回の逐条解説の改定作業には間に合わないため、対応は難しいものと考えております。
4	同上	現在のまちづくりの結果を将来引き受けることになる子どもたちがまちづくりに参加する権利があることを条文で明記する必要があるのではないのでしょうか。 選挙権もなく政策決定などに直接参加できない若い世代がその年齢に合った形でまちづくりに参加することは成人の参加とは意味が違い、また未来が自分ごとである子どもたちにしかできない役割です。独立した条文を追加してその権利を保障する必要があると思います。	上田市自治基本条例は、上田市における自治の基本理念や基本原則を明らかにし、市民、市議会及び市の役割、市政の基本事項を定める「理念条例」に相当するもので、例えると「大木の幹」のように個別の施策や取組事項である「枝葉」を支え育むものと考えています。 ご意見をいただいた「子どもの権利」に関する条文につきましては、先進自治体における「子どもの権利に関する条例」を参考に、独立した条例として制定することが望ましいと考えております。検証委員会では、上田市に対して、子どもの権利の視点に立った取組の充実とともに、「子どもの権利に関する条例」の制定を検討するよう、最終提言を行うこととしています。
5	同上	子どもがまちづくりに参加し、市政に参画する権利についてですが、子どもの権利と言うものをしっかりとした形で表して欲しいと思います。少子化、人口減などを大人が議論するのも大事ですが、まずは自治基	上田市自治基本条例は、上田市における自治の基本理念や基本原則を明らかにし、市民、市議会及び市の役割、市政の基本事項を定める「理念条例」に相当するものです。ご意見をいただいた「子どもの権利」に関する条文につきましては、先進自治体における「子どもの権

		<p>本条例という、この町に住む私たちにとても大切な条文の中に子どもたちの権利を明確に表現し、未来の子どもたちへの土台を作ってほしいと思います。是非、子どもの権利の明確な条文を追加していただきたいです。</p>	<p>利に関する条例」を参考に、独立した条例として制定することが望ましいと考えており、検証委員会では、上田市に対して、「子どもの権利に関する条例」の制定を検討するよう、最終提言を行うこととしています</p>
6	<p>中間提言 12 ページ 1 市民周知 について</p>	<p>市の職員は自治基本条例を知っているのか。 地域参加が市の職員には少ないように見受けられる。市職員は職員と地域の構成員としての顔もあります。積極的な参加を条例で促して欲しい。</p>	<p>市職員の地域活動への参加については、条例第 12 条第 2 項に「職員の責務」として「職員は、(中略) 市民の一員として、まちづくりに積極的に参加するよう努めます」と規定されています。上田市では、職員に対する研修会等を通じて、自治基本条例の職員への周知を図り、地域活動への参加を促しているところですが、引き続き、条例の浸透と認知度を高める必要があるものと考えています。 検証委員会では、自治基本条例の市民や職員への更なる周知について、最終提言を行うこととしています。</p>
7	<p>同上</p>	<p>自治基本条例を市民に知ってもらうための広報活動や公民館会議での勉強会の開催も条例の中に盛り込んで欲しい。</p>	<p>条例第 16 条 (情報の提供) では、「市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報を分かりやすく公正に提供することにより、市民との情報の共有に努めます」と規定されています。自治基本条例は「理念条例」のため、個別の施策を条文に盛り込むことは考えておりません。検証委員会では、自治基本条例の市民や職員への浸透と認知度を高める必要があるものと考えており、市民等への更なる周知について、最終提言を行うこととしています。 なお、ご提案の条例周知に関する方法については、市担当課に伝えてまいります。</p>

(3) その他の意見

No	意見区分	意見の概要（要旨）	検証委員会の考え方
1	子どもの権利に関する取組について	<p>「子どもの権利に関する条例」の制定に賛成です。</p> <p>速やかに制定に向けた準備を進めてほしいと思います。</p> <p>①まずは市民に広く具体的に「子どもの権利条約」がどういふものかを周知させることが重要かつ必要と思います。そのために市民及び行政職員に周知の場を設けてください。それを前提にして</p> <p>②市民が意見交流できる場を設けることを提案します。</p> <p>③その場合には、当事者である小中高校生が参加できるようにしてください。</p>	<p>検証委員会では、子どもの権利の視点に立った取組の充実とともに、「子どもの権利に関する条例」の制定の検討について、最終提言を行うこととしています。今回いただいた具体的なご提案については、同条例の制定に向けた取組の中で参考とするよう、市担当課に伝えてまいります。</p>
2	同上	<p>子どもを守るためにも、市の条例として『子どもの権利条約』を取り入れた独自の条例を作してほしいと思います。</p> <p>姉妹都市の豊岡市や隣の松本市。もう何年も前に自治体独自の条例を作っています。</p> <p>是非、見習ってほしいです。市・市議会として、視察に行かれてはいかがでしょうか。</p>	<p>上田市自治基本条例は、上田市における自治の基本理念や基本原則を明らかにし、市民、市議会及び市の役割、市政の基本事項を定める「理念条例」に相当するものです。ご意見をいただいた「子どもの権利に関する条例」につきましても、国連における「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨や、先進自治体における同条例を参考にした上で、独立した条例として制定することが望ましいと考えております。検証委員会では、上田市に対して「子どもの権利に関する条例」の制定を検討するよう、最終提言を行うこととしています。</p> <p>なお、視察に関するご提案については、市担当課及び市議会に伝えてまいります。</p>
3	同上	<p>上田市の条例にこれまで「子どもの権利」というものがなかったことに驚きました。</p>	<p>「子どもの権利」は、条例第6条「市民の権利」の中に含まれています。</p> <p>検証委員会では、子どもの権利の視点に立った取組の充実とともに、「子どもの</p>

			権利に関する条例」の制定の検討について最終提言を行うこととしています。
4	職員の責務	職員提案制度の活用について (提案件数:平成28年度0件、平成29年度0件、平成30年度0件、令和元年度10件) 制度があるにも関わらず、ほとんど提案がないようです。現場の職員の皆さんは、まちづくりの視点で地域課題を直接肌で感じつつ解決しようと尽力されておられる方々だと思えます。その現場の皆さんからほとんど提案がないという背景はどのようなものでしょうか。	上田市では、平成18年度に職員提案制度を創設し、職員からの事務改善等を募集してきましたが、提案から審査までに時間を要するなどの理由で利用されなくなっていました。平成30年度に手続きを簡素化したことで提案件数は増えつつあります。
5	同上	「職務遂行上必要とする知識や技能を自主的に修得しようとする職員に対して、経費の全部又は一部を助成する制度」の利用率の低さから、専門知識を得るための学び無しに提案はしにくいと思いました。これは職員が責務を果たしやすい状況とは言いにくいのではないのでしょうか。	上田市では、職務遂行上必要となる知識や技能を自主的に修得しようとする職員に対する助成制度について職員への周知を図るとともに、職員が自主的に資質の向上を図れるよう職場風土の醸成も図りながら利用率の向上に努めていますが、利用実績は多いとは言えません。 検証委員会では、助成制度の更なる活用について、最終提言を行うこととしております。
6	同上	職員は、住民の権利の実現と地方自治の発展に努める必要があります、そのためにも職員を養成するシステム(地方自治とその職務について体系的な教育を受ける条件)を整えて欲しい。	検証委員会では、職員の責務について、職員の知識や技能の向上に努めるよう、最終提言を行うこととしております。 上田市では、職員の育成に当たって、上田市人材育成基本計画に基づき、職員研修を基本とした計画的な育成に取り組んでいますが、今後の行政需要を的確に踏まえながら、継続的な人材育成を図るべきであると考えます。ご意見については、市担当課に伝えてまいります。

7	地域コミュニティ	<p>「参考資料1」の8ページの委員提出意見に「NPO について条文に入れ込めないか」とありました。この点に関してもとても興味があり、ぜひさらに検証して頂きたいと感じました。</p>	<p>NPO 法人は、条例第2条第5号（地域コミュニティの定義）の「公益性を有する活動を行う団体」の中に含まれていることから、NPO 法人のみを条文に追加することは考えておりません。</p> <p>上田市では、今年度策定した第二次上田市総合計画後期まちづくり計画の中で、NPO 活動の情報発信や、中間支援組織と連携した法人の立ち上げや活動に対する支援を行うことを基本施策の一つに掲げております。また、上田市では、NPO 法人の立ち上げや運営資金の融資を行う中間支援組織「NPO 夢バンク」に対して、長野県や長野市等とともに、融資のための原資を貸し付け、NPO 法人に対する支援に取り組んでいます。</p>
8	<p>地域コミュニティへの参加</p> <p>・</p> <p>市の役割と責務</p>	<p>地域づくり人材育成講座、まちづくり講演会、まちなかキャンパス市民向けなどの内容は自分の住む地域の課題とその解決に関するものも含まれているでしょうか。</p> <p>今後、人口減少、高齢化、経済縮小など進んでいく中、市民が主体的にまちづくりに参画し、自立して課題の解決に結び付けていく必要があると思います。そのためには課題やその解決に関する学びや経験が必要だと思いますが、そのような学びの場、懇談の場、ワークショップの場などは今後提供されるでしょうか。</p>	<p>地域づくり人材育成講座は、地域課題の解決やまちづくりを進めるため、高齢者福祉や防災、子育てといったテーマを設定し、主に住民自治組織を担う地域リーダーの発掘・育成を目的に開催されています。まちづくり講演会は、自治会長や地域協議会委員、市民、市職員を対象にまちづくりや協働をテーマに、外部講師を招いて開催されています。また、まちなかキャンパスは、市内5大学等が専門性をもって研究・実践する内容を市民向け講座として開催されており、市民の学びの意欲に応えるとともに、地域の発展や人材育成に寄与することを目的としています。特に、講座については、講義だけでなく、ワークショップや先進地視察など様々な手法をもって学び、参加者が自分事として課題を捉え、解決につなげられる学びの場、そして、地域活動に参加するきっかけづくりの場となるよう工夫されています。いずれの講座や講演会も、広く市民の皆様の参加を募っていますので、参加をご検討ください。</p>

9	市民周知	基本条例の浸透、認知度・理解度の向上にあたり、一方法として、全部署の係長職にある職員は、住民自治組織や自治会長の地区連合会等に出向き、逐条解説を資料に行政懇談会的な機会を持ってほしい。(職員の学びの貴重な機会でもあると思います)	検証委員会では、市民への周知方法として、SNSの活用や子どもに対するマンガ版パンフレットの再配布、年齢層に合わせた周知方法の変更等について、最終提言を行うこととしております。 ご提案の内容については、上田市での取組事項のため、市担当課に伝えてまいります。
10	同上	これまで、逐条解説(第3版)をどの程度どの様に活用されましたか?	逐条解説については、職員への周知を図るため、自治基本条例の概要版とともに、庁内全課に配布されており、新入職員や協働推進員等を対象とした自治基本条例に関する職員研修でも活用されています。また、市民(自治会長や地域協議会委員を含む)を対象とした出前講座や研修会等でも活用されています。
11	自治会への加入促進	自治会への加入の義務化は、非現実的だと思いますが、加入促進の取組みを充実させるのもまた困難であると感じています。	自治会は、一定のまとまりのある地域に住む人々が互いに助け合い、協力し合うコミュニティ組織として、ごみ集積所の管理や防犯灯の設置・維持、防犯・防災、環境整備、住民の親睦など、地域住民が安全で安心して暮らしていく上で欠かせない最も基礎的で重要な役割を担っています。 こうした自治会の活動は、地域住民による「受益」と「負担」の関係により支えられていることから、上田市では、上田市自治会連合会や不動産関係団体との連携による自治会への加入促進の取組を進めています。 検証委員会では、三者の協働の取組をさらに進めるよう、最終提言を行うこととしています。
12	同上	なぜ自治会に加入する人が減少しているのでしょうか。 私も自治会に加入していますし、消防団にも加入しています	自治会は、一定のまとまりのある地域に住む人々が互いに助け合い、協力し合うコミュニティ組織として、ごみ集積所の管理や防犯灯の設置・維持、防犯・防災、

		<p>が、一定の時期になれば家族との時間は削られ、家族サービスもままなりません。そこに自治会活動が入ってくれば、ゆとりある生活などと言っていただけません。自治会の在り方を考える時期なのではないでしょうか。</p>	<p>環境整備、住民の親睦など、地域住民が安全で安心して暮らしていく上で欠かせない基礎的で重要な役割を担っています。こうした自治会の活動は、地域住民による「受益」と「負担」の関係により支えられていることから、上田市では、上田市自治会連合会や不動産関係団体との連携による自治会への加入促進の取組を進めています。</p> <p>検証委員会では、三者の協働の取組をさらに進めるよう、最終提言を行うこととしています。</p> <p>なお、上田市自治会連合会では独自に自治会活性化専門委員会を設置し、自治会のあり方を含めた諸課題について、検討を進められていますので、申し添えます。</p>
13	附属機関	<p>「参考資料2」の8ページ「審議会のあり方の見直し」の中に、女性の登用は40%以上とあり、実績は38.52～38.77%と目標に近い数字になっています。これはもう本来の目標50%に上げるべきタイミングではないでしょうか。</p>	<p>上田市では、審議会委員への女性登用の目標値を40%以上としています。委員の推薦を多様な関係団体に依頼することもあることから、その達成のためには、社会全般にわたり、より一層、女性参画の底上げが図られる必要があります。</p> <p>ご意見については、市担当課に伝えてまいります。</p>
14	同上	<p>ほとんどの審議会では時間が短く議論が十分できていないと感じます。何かよい方法はないでしょうか。</p>	<p>上田市では、会議資料等を事前に送付し、あらかじめ目を通していただくことにより、審議時間を十分に確保するよう努めていますが、ご指摘のとおり、審議に当たっては多くの時間を確保するための工夫が必要であると考えています。</p> <p>検証委員会では、次回の条例見直しに当たっては、検証に多くの時間が費やせるよう検証方法について、最終提言を行うこととしております。</p> <p>ご意見については、審議会全般に関する事項でありますので、市担当課に伝えてまいります。</p>